



# 令和4年度ブロック別意見交換会のまとめ

## 1. 目的

建設業の担い手の人材確保・育成のための、新・担い手3法及び改正品確法の運用方針が施行され、諸対策が講じられている。これを踏まえ地方公共団体を中心とした対応状況を把握するとともに、会員企業が抱えている課題等の生の声を行政機関に対して要望し、中小建設業界が置かれている環境改善を図ることを目的に実施した。令和4年度で10回目となる意見交換会は、国土交通省建設業課などの担当官が「建設業行政の最近の動きと課題について」をテーマに講演、「担い手確保（働き方改革、処遇改善）」「生産性の向上」「入札契約制度の概要」「品確法運用状況について」など、建設業における課題と取組方針について説明を受けたあと、同担当官のほか地方整備局の企画部・建設部及び営繕部の担当官を加えて意見交換が行われた。また、各地域の地方自治体の方々にもご出席頂き、意見交換を行う事ができた。

## 2. 開催日及び会員団体（6ブロック、7会場、14団体）

ブロック	開催日等	会員団体
東北	11月1日（火）	山形県建築協会
関東	11月8日（火）	神奈川県中小建設業協会、横浜建設業協会、全中建友会
	11月15日（火）	東京都中小建設業協会、全中建多摩、町田市建設業協会
中部	11月17日（木）	愛知県土木研究会、愛知県舗装技術研究会、愛知県建築技術研究会
九州・沖縄	11月25日（金）	沖縄県中小建設業協会
中国	11月29日（火）	全中建広島県支部
四国	12月2日（金）	香川県中小建設業協会・高知県中小建設業協会

## 3. 会員からの要望・意見（概要）

- ・働き方改革
- ・週休2日
- ・適正な予定価格
- ・適正な積算基準・単価
- ・適正工期と適正な価格転嫁
- ・人材確保・育成
- ・担い手確保
- ・スライド条項
- ・労務単価引き上げ
- ・入札契約制度
- ・DX、生産性向上
- ・建築関係

### ◆働き方改革について

- ・働き方改革を進めていくために、必ず発生する新たなコストをいかに回収できるかが課題だ（山形）
- ・国は地方自治体に対し週休2日制実現のための措置を行うよう指示するほか、労務費、機械リース費、共通仮設費、現場管理費の割増しを15%以上にしてほしい。（神奈川）
- ・常設作業帯設置ができない路上工事を中心に、作業前・作業後の労働時間を加味した標準作業時間へ変更し、働き方改革を順守できる歩掛かりに見直してほしい。（東京、多摩）
- ・週休2日制推進を先送りせずに、労働者の地位向上と賃金アップを先行して考えていただきたい。そのためには元請けの適正な利益確保が大前提になると考えている。（建友会）
- ・高校の工業科や商業科、専門学校への進学数が減少している。官民で新3Kに取り組んでいるが、人材確保に4週8休は最重要課題。われわれ中小企業も学校に出向いて魅力を発信しているが力が足りない。（沖縄）
- ・若年層が求める休日の確保、賃金向上に最優先に取り組むべき。また安定的な企業経営のため、長期的に恒常的な工事量（予算）を確保し、希望の持てる産業にしてほしい。（広島）
- ・働き方改革を進める上でも、ゆとりを持って働く環境づくりをしてほしい。（広島）
- ・週休2日（4週8休）を実現できない現場で月45時間の時間外労働に抑えるのは困難。そのため、発注・施工の平準化、適正工期や適正金額の順守、適正な設計図書など現場レベルの働き方改革の取り組みに対する理解促進など発注者側の取り組みを求める。（高知）

### 《行政側の発言》

- ・若手を採用していくのは行政も同じ。日本全体を見れば人口減少だから、人材をどう採用するかということとともに、IT化で業務効率化の取り組みも必要。そのなか現場の課題の一つが「見える化」ではないか。見える化が進めば、賃金の流れも見えてくる。
- ・時間外労働の上限規制適用が迫るなか、4週8休を実現しなければ所定内労働時間を守ることはできない。4週8休にどう近づけていくか考えなければならないが、この問題の特効策はない。
- ・常設作業帯が確保できないから残業が常態化していることが一部あるということは承知している。どのような対応ができるか検討している。週休2日は担い手確保が極めて重要。直轄工事では週休2日制を確保した工事で実態調査に基づき、労務費、機械経費、共通経費などで補正計上している。
- ・週休2日の阻害要因は、日給月給で手取りが減ること。令和4年夏に立ち上がった持続可能検討会でも週休2日には賃金アップが重要とされている。設計労務単価など政策的に何が出来るのか考えていきたい。
- ・新3Kでは、賃金水準の引き上げ、休日の確保、働き方を含めた魅力向上の環境整備が大事。広報活動としては表彰や作文コンクールなど行ったり、魅力をまとめたサイトの運営もしている。
- ・建設業がどこで活躍する産業なのかをアピールすることが大切。その一つとして災害対応がある。東日本大震災の復興支援として、自衛隊などがクローズアップされたが、最初の応急復旧である道路啓開は建設業が担った。今後も産業としての魅力発信に引き続き取り組んでいく。
- ・新3K（休暇、給与、希望）に関連して、学校教育での指導も大事だ。中学校の学習指導要領では社会資本整備の重要性が位置づけられている。出前講座などでインフラの重要性を教える機会もあるのでしっかりと普及に努めたい。
- ・週休2日の課題は市町村の意識。そもそも週休2日を前提に発注していないことが多い。そのため意識を変えることに取り組んでいる。

### ◆週休2日について

- ・河川工事で渇水期内の完成が求められ、4週8休が達成できず、工事代金が減額となることがあった。変更契約（減額）に対して、柔軟な対応をお願いしたい。
- ・完全週休2日制度を実現するための必要経費として、労務費・機械損料・現場管理費・一般管理費等を現在の補正係数から大幅に増額（1・20以上）していただきたい。さらに市町村では週休2日の補正係数自体を採用していないケースもあり指導してほしい。（東京、多摩）
- ・長時間労働是正へ、施工期間の平準化、適正で柔軟な工期設定、フレックス方式のほか、週休2日制発注者指定型の拡大を要望する。（愛知舗装）
- ・この数年、災害復旧工事が主な業務で通常工事はほとんどない。そのなか災害復旧工事で週休2日をどう確保すればよいか頭を悩ませている。災害復旧の経費率見直しや適正な工期設定をお願いしたい。特に市町は設計変更をほとんどせず、その分は企業が負担し利潤が確保できない。（広島）

### 《行政側の発言》

- ・週休2日の実現には大きな課題が残されている。国の工事は発注者の意識として週休2日を前提に公告しているが、都道府県レベルでは意識にはらつきがあり、市町村では週休2日への意識が足りないと理解している。週休2日を踏まえた適切な工期となるよう周知徹底を図っている。
- ・週休2日実現には平準化も必要。平準化のためには債務負担行為の活用などもあるが、地方議会の理解も課題。繰り越しは予算の未消化という余り良い

イメージが自治体にはないからだ。そのため市議会議長会で繰り越しの必要性説明を開始している。

- ・週休2日制の取り組みで現場閉所の実態確認は月1回程度を目安に実施。設計変更の増減に伴ってクリティカルパスに変更が生じる場合は設計審査会で審査することを第1にし適切な契約変更に努めている。
- ・週休2日は担い手確保の観点からも重要と認識している。
- ・現場閉所ができない維持工事などでは週休2日交代制モデル工事も行っている。すでに現在9割（直轄）で週休2日制工事を行っているため補正係数のあり方には慎重な対応が必要と考えている。
- ・週休2日の大前提は工期の設定。ルール設定は進んだが、現場事務所まで行き届いていない。何がなんでも年度末に収めるために工期を短くすることはダメだとこれまで明言してきたが、今後もさまざまな場で伝えていく。
- ・発注者指定拡大については、週休2日の達成状況を都道府県レベルで意見交換し、実際に休日を取得できるようにするはどうすればいいか考えていく。
- ・1ヶ月に土曜日4回出るだけで上限規制に原則抵触する。だからまずは公共工事が先導役になって4週8閉所の取り組みを進めている。いきなり4週8休は所得の減少につながるという課題もあるが、市町村にも浸透させていきたい。

### ◆適正な予定価格について

- ・メーカーの販売希望価格、設計価格に対する乗率設定について、発注者側は市場実態や妥当性を確認し公正性・透明性を担保していただきたい。そのためにも、適正な乗率設定ガイドラインを示してほしい。（神奈川）
- ・舗装道修繕や既設交差点の切削オーバーレイ、不陸整正・路盤工、部分的な修繕工事など施工個所に見合った積算基準や積算単価の設定をお願いしたい。（愛知）
- ・市町村発注について、予定価格と実勢単価とのかい離が大きいと、円滑な施工が出来なくなるほか下請けや現場職人へのしわ寄せ、適正な利潤も確保できなくなる。その中で歩切りではないかと思われる発注もあり、適正価格の設定を望む。（沖縄）
- ・小規模工事を積み重ね合算された仕事の場合、いまの現場管理費、一般管理費では全くまかなえない。直接工事費などで補正しなければ不調になる工事も多々ある。諸経費動向調査などをしっかりやらないと経費の動向はつかめない。これを改善しないところを担う企業が将来的にいなくなってしまう。（香川）

### 《行政側の発言》

- ・官庁営繕では、製造業者または専門工事業者の見積価格を参考に価格を算定するにあたっては、公共建築工事標準単価積算基準にもとづき、市中の取引状況を把握し、現場労働者の法定福利費を確保、考慮して適切に補正することにしている。公共発注者がメーカー価格について一定の乗率を設定し公表する行為は、民間工事の実績が大半を占める建設、設備業界にあっては、民間工事への価格の誘導を生じさせるなど、自由な価格競争を阻害すると考えている。製造業者の営業戦略上の重要事項である価格設定、水準について同業他社などが容易に把握可能となるということもあるので、特定の製造業者などに営業上の不利益を生じさせる恐れがあることから乗率の設定は行わないこととしている。
- ・国の基準は、直接の工事の算定には標準歩掛、いわゆる施工パッケージの積算方式がある。これは実際に施工した企業に実態調査をして標準的な作業形態に基づいて定めている。
- ・適正な利潤の確保は建設業の持続的な発展には欠かせない。このことは市町村にも指導している。
- ・予定価格の設定は、実勢をきちんと反映させるということを常に強調している。かい離していれば、見積もり微収するとか対応は色々あることを周知していく。
- ・歩切りについては、資材単価を設定する時に小売り希望価格に0.8掛けするなど根拠のない乗率が存在しているという話もある。それも歩切りなので「ダメ」と言っている。公務員は担当が一定期間で代わるので毎年、指摘し続けることが大事。下請けへのしわ寄せ防止も引き続き考えていきたい。
- ・小規模工事における積算、歩掛りを適正に見てほしいという話だと承った。しっかり歩掛り調査をやっていくよう関係各所に伝えていく。直轄は現場が飛び地なら割増しができる。小規模工事では諸経費が多くかかるのでさまざまな経費を見ないといけないという話は関係機関に伝えていきたい。

### ◆適正な積算基準・単価について

- ・工事着手までの準備等の経費について、増額変更とならないケースがある。（横浜）
- ・「賃上げ=利益を生み出す」には適正な工期・拘束時間及び労働時間に削減実施が重要。そのためには、提出書類と竣工書類の削減、現場管理者の増員を図り一人当たりの仕事量を削減するための現場管理費率引き上げをお願いしたい。（町田）
- ・適正な請負代金の設定や適正な工期確保について、必要な契約変更実施も含め品確法の趣旨を踏まえ対応を図るよう周知していただきたい。また民間発注者に対しても同様の周知をしてほしい。（愛知）
- ・酷暑によって夏場の施工は作業効率低下と拘束時間の長時間化になりがちで、補正対応をお願いしたい。（広島）
- ・交通誘導員や資材の単価が高騰するなかでも積算単価は据え置きになっている。適切な対応をお願いしたい。（広島）

### 《行政側の発言》

- ・令和2年度に工事における工期の延長に伴う増加費用の積算方法を改正している。工期延期に伴うような現場維持に必要な増額費用では原則、工事目的物または仮設にかかる工事の施工着手後を対象に算定。工事の一時中止期間が3カ月以内の場合、工事の現場管理費の算定は従来通り積算で算定、3カ月を超える場合は設計審査会などを活用して受発注者間で協議し、適正に増額費用の算定に努めるとしている。
- ・提出書類削減取り組みは働き方改革に最も必要。現場管理費引き上げについて、技術者の適正な報酬を含めた必要経費の計上は、安定的な技術者確保の観点から重要と認識している。現場管理費の計算式は毎年実施している実態調査を踏まえて決定している。
- ・受発注者間で価格転嫁することが建築業界でも重要。適正工期の確保、休日確保について民間工事の方が厳しいという話は聞いている。どういう業種で休日確保が厳しいのかを把握し、各民間発注者に要請を引き続きしていきたい。
- ・夏季の作業に対する対応は、建設業の担い手確保にも非常に重要な課題で本省でも検討を進めている。直轄では共通仮設費の現場環境改善費として熱中症対策費用を計上している。
- ・都道府県によっては毎月変更される物価指数を使わないので対応するところがまだにある。直轄並みに毎月単価を更新してもらう、必要に応じた特別調査を実施することなどを要請している。
- ・最新の単価を把握して適正に積算に反映することと、適切な契約変更という両面で進めている。現場条件によって標準歩掛けが実態に合わない場合、設計変更審査会で変更を審査する場もあるほか、見積もり採用による変更も可能だ。

### ◆適正工期と適正な価格転嫁について

- ・適正工期とはなにか、考え方してもらいたい。（建友会）
- ・担い手3法含め、下にいけばいくほど理解していないし、われわれも勉強不足の面がある。ルールは出来ているのだから、後は運用次第であり市町村への指導には期待している。（多摩）
- ・本来なら設計変更対象事案の場合でも、施工承諾で対応するよう指示されるケースがある。施工承諾の正しい取り扱いを指導してほしい。（町田）

- ・ディベロッパーの団体は総価請負契約であることを理由に、資材が途中で上がつても発注者には関係がないと主張している。しかし一方で現実には毎日、中小規模の元請け企業に対して電話がかかってくる。資機材価格の実態と積算のかい離が大きく、工事を受ける企業がいないことが理由だ。
- ・原油価格高騰の影響でアスファルト合材製造コストが高騰しているが、上昇分を適切に価格転嫁できておらずプラントを保有する舗装会社の採算を著しく圧迫している。単品スライドの1%足切りをしないなど適正な価格転嫁が進む対策の検討を要望する。(愛知)

#### 《行政側の発言》

- ・内装関係は特にしわ寄せが生じやすい。元請けの工程管理が大前提だが、適正工期は入り口段階で、実際のリスクで工事が遅れることがある。そうした場合にはきちんと工期を延長することが必要。
- ・民間の工期設定についても、民間発注者に工期についての注意喚起などしっかりやっていただきたい。
- ・指摘(設計変更すべきものを施工承諾で対応するよう指示される)は言語道断、直轄ではありえない。自治体職員で土木職の職員がいないとか、担当する全ての職員まで周知されていないということで、こういったことが起こっているのではないか。発注者協議会などを通じてガイドラインを周知していただきたい。
- ・国土交通省が設置した持続可能検討会でも、民間の総価契約ではない契約のあり方について議論している。民間工事も含めて契約のあり方、費用やコストの透明性、リスク負担のあり方をテーマとしている。
- ・受発注者の関係で受注者にしわ寄せがいかないよう発注者に取り組みを要請するだけでなく、受注者は元請けの立場にもなりうるため下請けにしわ寄せがいかないよう、元請けとして発注者と協議をしっかりと行うなど、さまざまな段階での契約が適正に行われる必要がある。
- ・単品スライドは物価下落時の減額変更でも1%足切りルールが適用される。このことも含め理解してほしい。

#### ◆人材確保・育成について

- ・建築の仕事は3K(危険・きつい・汚い)のイメージがあり人材確保の課題となっている。人口減少下、特に若年者数が減っている一方で高齢化が進み離職者数も増えている。(山形)
- ・週休2日や難工事などに対する総合評価の加点対象出件は多いが、担い手確保や新技術などに関する加点対象工事は少ない。(横浜)
- ・女性が活躍できる業界へ現場から書類作成などを行う内勤への配置転換などライフスタイルに合わせた業務内容見直しや、女性が関わった現場への加点などを通じて、建設業にもさまざま職種があることをPRしていく必要がある。その場合、女性雇用への加点として、現場事務員として女性を雇用している場合にも加点してほしい。(町田)
- ・人材確保へインフラ整備の重要性についての教育など幅広い取り組みを進めほしい。(広島)

#### 《行政側の発言》

- ・新しい3Kを示していかなければ人材を確保することは難しい。また安い給料では入ってきてくれない。少なくとも設計労務単価に相当する賃金が、現場の末端まで流れていくことのある程度の給与水準を確保し、希望のある未来として業界をアピールすることができれば若者も入ってきてくれるのではないか。
- ・人材確保では、若い世代でも建設に興味を持ってもらうことが必要。ただ高校の専門科が減少しており、普通科まで視野を広げた入職や女性活躍などを見据えた予算確保に努めている。
- ・35歳以下の技術者に加点をしたり、40歳以下の技術者を監理技術者として活用するなどさまざまな取り組みを総合評価で行っている。
- ・女性の活躍・定着は必要。女性の活躍・定着推進に向けた建設産業行動計画では、快適トイレや更衣室整備のほか、イメージ発信、キャリアパス、ロールモデルなどが盛り込まれている。
- ・災害時の最前線で頑張っているのは建設業だが、なかなか見えてこないのは課題。直轄のテックフォース含め、災害現場の最前線で頑張っている姿を記録に残し広報していくことは大事。

#### ◆担い手確保について

- ・担い手確保のため週休2日制を実現し働き方改革を進めていくには発注者の理解が必要。特に工期・施工時期の平準化・労務単価引き上げなどを総合的に取り組まなければ、日給月給が一般的な建設技能者の賃金が休日増加により減少し、担い手確保がさらに難しくなる恐れがある。(神奈川)
- ・担い手確保へ向け大々的な業界魅力発信の取り組みが必要だ。(広島)
- ・中小企業の作業員は多能工的に業務を行っているが、多能工の単価はない。そのため多能工的な地方の作業員の職種単価が低く抑えられることがあるのではないか。(高知)

#### 《行政側の発言》

- ・週休2日実現には平準化も必要だが、平準化のための債務負担行為活用には地方議会の理解が課題。そのため繰り越しの必要性を説明している。
- ・引き続き良い情報発信のやり方を考えていきたい。
- ・個人的にはSNS活用が効果的だと思うが、役所で行うとなると少し構えて望まないといけないという課題もある。
- ・さまざまなチャンネルを通じて情報発信する必要がある。情報が地域住民に届くような取り組みを考えていきたい。
- ・多能工は地方の実態によって多能工でないと工事が成立しない実態もある。繁閑対応の手段の結果という側面もあり、その意味で多能工は大きなかぎ。ただ一方で伝統的な積算体系で多能工という概念は定義され切れていない。労務費調査でも、単独技術を持った技能者が働くという前提の制度になっている。多能工の定義とは何かについて課題は多い。

#### ◆スライド条項について

- ・木材や鋼材を始めとした建設資材全般が高騰しているが、特に民間工事への価格転嫁は難しく経営を圧迫している。(山形)
- ・単品スライドに適用されている1%足切りを撤廃、物価上昇した材料全てをスライドの対象にしてほしい。またスライド適用手続きは受発注者双方にとって非常に煩雑で適用に至らない事例もある。必要としている全ての工事で適切な時期に利用できるよう柔軟な運用をお願いしたい。(東京、多摩)
- ・地方自治体にスライド申請の相談をしてもあいまいな話で終わってしまう。インフレスライドの活用モデル計算式の事例を紹介してもらえば、自治体発注者の理解も深まる。(多摩)
- ・プラントを保有する舗装会社はアスファルト合材製造コスト高騰を適切に価格転嫁できておらず採算を著しく圧迫している。単品スライドで1%未満でも適用するなどの対策を求める。(愛知)

#### 《行政側の発言》

- ・スライドについては、急激な資材価格の高騰で単品スライドの運用が重要な課題と考えている。インフレスライドと単品スライドの併用は可能。(要望のあった)複数の品目をまとめて変動額が受注者負担の1%を超えて単品スライドを適用する運用をした場合、これから資材価格が下落した時発注者が減額スライドを請求する必要があることも予想される。物価下落局面になることも踏まえれば、単品スライド品目のこれ以上の大括り化には慎重な検討が必要と考える。

また1%撤廃だが、物価が下がる場合にも適用される。仮に受注者負担1%を縮小または撤廃した場合、スライド条項は適用しやすくなるが、その裏返しとして発注者は(物価下落局面で)減額スライドをしなくてはならない。こうしたことを踏まえると、1%の縮小、撤廃には慎重な検討が必要だと考える。

スライドの手続き簡素化では、物価資料の反映はマニュアル改訂をして使いやすくした。運用状況を見ながら手続きの簡素化ができるかどうか検討していく。

・単品スライドは遡りが出来ることが特徴。直轄ではインフレスライドの事例が多い。10カ月くらいの工期だと資材価格が急激に上がった場合、残工事でも変更できるし、工期末に単品スライドで遡って適用することもできるが、スキルが乏しいと難しい。

・令和4年6月には購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の

購入価格の方が高くても変更後の単価として扱い請負代金を変更する新たな運用ルールへ改定した。

#### ◆労務単価引き上げについて

- ・若年層が求める休日の確保、賃金向上を最優先に取り組むべき。(広島)
- ・令和4年までの5年間で香川県の最低賃金は14.6%上昇したが、同じ5年間で香川県の公共工事設計労務単価の10職種平均賃金は12.2%にとどまっている。そのなか週休2日定着には労務単価の引き上げが必要だ。(香川)
- ・労務費調査で労務費は日当計算で話されるが、「年収いくら」の調査へ発想をえていただきたい。また8時間の作業労働で歩掛りを設定しているが、いま8時間の作業労働は皆無に近い。作業労働8時間を前提にした歩掛りを見直す時期ではないのか。(香川)

#### 《行政側の発言》

- ・設計労務単価は過去10年間で6割近い水準まで引き上げられている。賃金を上げてもらえば労務単価も上がる。
- ・最低賃金と比較したことはないが、まだまだ頑張るところはある。ただ設計労務単価は10年連続で上がっており、大きな成果。実態を踏まえた調査のため、賃上げが反映されれば自ずと単価は上がる。
- ・設計労務単価は積算に使う手段として発展してきた。年収としてあるべき姿のためにどうすれば良いかも議論していただきたい。

#### ◆入札契約制度について

- ・設計変更ガイドラインの30%を撤廃していただきたい。(建友会)
- ・一般管理費率等で鹿児島県は0.75、秋田と山口県は0.70。自治体独自で設定可能であれば、(国交省が引き上げた)一般管理費率0.68で良いという考え方には納得がいかない。一般管理費率をさらにあげてもらうことで、最低制限価格の落札率が95%以上になるような制度になれば、若者が建設業界に戻ってくるような水準の賃金を支払うことができ、休日も与えることができる。(全中建)

・最低制限価格を95%以上にしてほしい。(町田)

・最低制限価格の上限92%を引き上げてほしい。(広島)

・建築確認の許可時に適正工期を入れた申請をもとに許可行政が許可するやり方もあるのではないか。民間工事では完成日ありきで工期設定がされていない。また着工しようとしたら許可が下りておらず着工が遅れるというケースもある。(沖縄)

・概算発注は工事の早期発注というメリットもあるが、デメリットもあり改善をお願いしたい。(広島)

#### 《行政側の発言》

- ・全体費用の30%を超える設計変更がある場合は、設計変更をするのではなく、別途発注するという通達があり、それが誤った解釈につながった。令和4年4月発出通知では、「請負代金の変更見込み金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは厳に慎むこと」と明記されている。
- ・管内都道府県と政令市とのガイドラインを調べたら、ある自治体は設計変更による増額見込み金額の累計が当初契約額の30%を超える場合、設計変更の基本原則を越えるので原則として設計変更に応じないとしていた。国が指導している方向性とは合致しないガイドラインを運用している自治体には考えを改めてもらえるようお願いしていただきたい。

- ・最低制限価格上限92%については、一般論として適切な競争原理が働くなければならない。率の設定は財政当局との協議が必要。また引き上げ時には会計検査院などにも説明責任がある。原資である税金の使い方として92%が妥当のかどうかしっかり議論する必要がある。
- ・一般管理費率は各自治体で、地方議会などに説明責任を果たしてそれぞれ設定していると承知している。なぜ一般管理費率を上げるのか、説明責任を果たせるよう少しずつ制度改善をしているところ。どう理屈をつけていくのか、そこががんばるべきところと理解している。
- ・建築確認時の許可のポイントは建築物の安全性が一つの観点。建築確認と一緒にしてしまうと確認の観点が広がりすぎてしまうと直感的に思う。

- ・概算発注の課題はこれまで指摘を受けている。
- ◆DX、生産性向上について

- ・建築業界は人が直接作業する工程が多いためDX化が余り進んでいない。またIOT、BIM・CIMなどのDX化を進めるにしてもコストがかかるという問題がある。(山形)
- ・BIM・CIMは設計事務所で使ってもらうのは浸透する一番の道。設計データを3次元で納入して欲しいとなれば一気に広がる。川上からしか浸透しない。(山形)
- ・i-Construction、直轄では進んでいるが業界全体への普及は途上、さらなる取り組みをお願いしたい。(広島)
- ・中小規模事業者はIT化に対応できない。またコスト的に効率化も難しい。(広島)

#### 《行政側の発言》

- ・BIMは将来性を感じる仕組み。3次元で行う見える化作業によって、2次元作業の一つ数量拾いが劇的に変わる。これまで数量拾いという職人技に支えられ、その先は実際に組んでみないと分からないという世界だったが、3次元であらかじめシミュレーションできればかなり数量が把握でき相当効率性が上がる。非常に有望な技術だが、設計段階と施工段階のBIMをどう一気通貫するか、また導入コストなど課題もあるが自ら新たな一步を踏み出して欲しい。
- ・(DXを)先駆けて導入した時の費用が多額だったとしても、ドローンを使った点群データ作成などは現在、当初と比較して桁が違うほどコストは下がっている。普及によってデジタル技術も安価になっている。

- ・全国的には、一貫したBIM活用が始まっている。
- ・土木でも3次元データ活用は進んでいる。企業へのヒアリングでは「一番大きなのは3次元データの作成」だという。基本的に設計段階の3次元データを標準にしないと広がらない。3次元データを活用した設計の費用はまだ標準の歩掛りがあるわけではなく、いま積み重ねている段階。ソフト間の互換性が進み将来的には標準的な設計が出来る環境が整うと期待している。
- ・インフラDXは生産性向上と働き方改革という2つの側面で進めている。現在でもC、DランクでICT施工に取り組んでもらっているが、Cランクの半数程度しか経験がなく、未経験企業への普及を図っていく。県、市町村の工事を受注している企業にも研修会に参加してもらう取り組みも始めている。
- ・ICT施工では小規模土工、3,000立方㍍以上から適用を拡大するが、きめ細かなサポート体制も考えている。

#### ◆建築関係について

- ・住宅工事の場合、技術者がいくつもの現場を兼務するケースがあるが、休めるかというと難しい。顧客が休みの日に顧客と打ち合わせをし、平日は専門業者と打ち合わせをするため、いつ休めるのかということになる。その意味で住宅工事の週休2日はまだまだ遠いと感じる。(山形)
- ・工期設定のなかで、書類作成期間を規模に応じて工事の後に設定してほしい。(多摩)
- ・建築は複数の工種が同時作業を行う。そのなかで新型コロナ、ウクライナ情勢などで材料の高騰や納期遅延が出ている。半導体不足もあり、設備機器も納期が守れない。適正工期を含め対応をお願いしたい。(愛知)

#### 《行政側の発言》

- ・統一士曜閉所についてアンケート調査している。建築工事は土木に比べ閉所率が低い。専門職種が多く、前作業が予定より進まなかったり、工期の関係で休めないなどの声が寄せられており、こうしたことでも踏まえ今後の対応を検討していかなくてはならない。
- ・営繕では概成工期を設定している。建築工事がだいたい終わって設備工事のなかで試験調整をしないといけない。それができるよう設定している。書類作成期間については意見を参考にしたい。
- ・適正工期の確保、休日確保は民間工事の方方が厳しいという話は伺っている。民間工事でも適正単価や適正な請負代金、適正な工期設定などが促されるよう要請しているが、合わせて中長期的には仕組みとしても検討している。

## 令和4年度 人材確保・育成対策等に係る実態調査結果

令和4年度人材確保・育成対策等に係る実態調査結果  
令和4年9月～11月にかけて、全中建会員団体の傘下会員企業を対象に実態アンケート調査を実施した。集計結果は以下のとおりである。

### ○基本的事項

調査対象数約2,330社

有効回答数 513社 回答率：22.0%

代表者年齢 40歳未満：4.3%、41～50歳：18.9%、51～60歳：32.8%、61歳以上：44.0%

事業の種類 土木：64.4%、建築：6.3%、土木・建築：27.1%

資本金 1千万円未満：4.6%、1千万円～2千万円未満：9.2%、2千万円～1億円未満：79.4%、1億円以上：6.8%

完成工事高 5千万円未満：2.4%、5千万円～1億円未満：4.9%、1億円～10億円未満：54.7%、10億円以上：38.0%

### 1. 予定価格の公表時期について

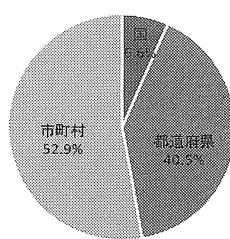
\*令和4年4月以降に会員企業が受注した工事に係る発注者別予定価格の公表時期の状況

区分	国	都道府県	市町村	合計
事前公表	6	842	868	1,716
事後公表	133	220	473	826
非公表	28	55	228	311
合計	167	1,117	1,569	2,853

### 2. 受注状況について（※令和3年度の状況）

①受注件数について ②累計受注金額について

①受注件数 (n=5341)



区分	国	都道府県	市町村	合計
ない	395	110	63	568
5千万円未満	13	70	130	213
5千万円～1億円未満	13	67	81	161
1億円～3億円未満	41	138	146	325
3億円以上	51	128	93	272
合計	513	513	513	1,539

③発注案件数について

区分	国	都道府県	市町村	合計
多い	3	15	16	34
ちょうど良い	97	171	177	445
少ない	148	261	293	702
合計	248	447	486	1,181

④公共発注機関に対する発注状況について

\*発注の平準化がされていない。

\*発注が減り、ダンピングによる入札競争が激化。赤字工事でも事業継続のためダンピングをして受注しなければならない。

\*国及び県による関連工事の発注は多いが市町村の発注が減少している。

\*都道府県、市町村の発注工事で小規模工事の歩掛の見直しを行っていただきたい。設計金額と市場価格の乖離が大きく、受注機会が失われている。不調不落の原因。

\*建設工事は、発注時期は早くなつたが、契約後速やかに工事着手できない案件が発生している。

\*総合評価方式のため、持ち点の高い会社ばかりが落札しており、実績が作れない。

\*フレックス工期制の発注工事の件数が少なく、受注機会がない。

\*造園の工事が土木での発注になっている。

\*公表日から入札日までの日数が少なく、積算する日数が足らない。

### 3. 新・扱い手3法について

①適正な予定価格の設定について

区分	国	都道府県	市町村	合計
適正である	133	199	172	504
適正でない	126	437	576	1,139
適正利潤の確保を意識した設定になつてない	40	141	195	376
歩掛りを見直してほしい	43	170	216	429
一般管理費を見直してほしい	43	126	165	334
合計	259	636	748	1,643

### その他の意見

\*発注者の新扱い手3法の更なる理解。

\*発注機関の採用される単価と実際の価格の乖離の見直し。

\*現場に合わせた積算による予定価格の設定ができる。

\*小規模工事の歩掛の見直し。

\*物価上昇に労務単価費、材料・資機材等の単価が追い付いていない、工事原価が高いため利益がない。

\*施行規模に対応した予定価格になつてない。

\*実際の価格とかけ離れているため、受注者負担が多い。

### ②最新の積算基準の適用について

区分	国	都道府県	市町村	合計
適正である	105	131	110	346
適正でない	200	659	832	1,691
労務費等を実勢価格にしてほしい	35	128	150	313
積算方式を見直してほしい	32	96	121	249
資材・単価を見直してほしい	89	258	310	657
積算基準を明示してほしい	22	97	155	274
常設作業帯設置困難地域の積算を見直してほしい	22	80	96	198
合計	305	790	942	2,037

### その他の意見

- \*小規模、分割施工工事等、現場に適した積算をして欲しい。
- \*特殊資材等の積算について、遠隔地では設計単価での購入はできないので、単価変更等の対応をして欲しい。
- \*パッケージでの単価が多く、内訳が把握できない。
- \*資材価格高騰が反映されない。
- \*公平な積算が出来る様に、特別単価、歩掛などは公表して欲しい。
- \*現場に即した建設機械、運搬車両の規格にして欲しい。
- \*経費の求め方が工事内容と合致していない。

### ③適正な工期の設定について（工期に関する基準を含む）

区分	国	都道府県	市町村	合計
適正である	121	152	157	430
適正でない	158	665	734	1,557
発注時期に問題がある	24	137	156	317
速やかに着工できる準備をしてほしい	61	182	180	423
現場の季節・風土に考慮してほしい	25	101	104	230
工事発注及び引渡し時期を平準化してほしい	33	140	170	343
工事に関する基準に適合してほしい	10	62	81	153
常設作業帯設置困難地域の工期を見直してほしい	5	43	43	91
合計	279	817	891	1,987

### その他の意見

- \*発注者の都合による工期延長の場合は、共通仮設費、現場管理、一般管理費の増額変更を行っていただきたい。
- \*年度繰越を認めて欲しい。
- \*余裕のある準備期間の設定。3月末工期が多い。
- \*地元や関係機関の調整後、かつ、設計書の完成後の発注にして欲しい。
- \*工事完了後の書類作成期間を設けてもらいたい。
- \*発注段階の設計をしっかりして欲しい。
- \*発注者の設計と現場施工環境の条件がかけ離れていても、適正価格にしてももらえない。

### ④適切な設計変更について

区分	国	都道府県	市町村	合計
適切である	143	173	144	460
適切でない	96	534	702	1,332
設計変更に応じてほしい	21	113	172	306
工期延長等に対応してほしい	21	79	98	198
監督員によって対応が異なる	30	196	223	449
変更による予算増を認めてほしい	24	146	209	379
合計	239	707	846	1,792

### その他の意見

- \*30%ルールの撤廃。
- \*小規模工事は実費見積で精算して欲しい。
- \*物価スライドができるようにしていただきたい。
- \*現場特性に応じた設計変更を認めてほしい。
- \*設計不備での変更にもかかわらず、追加増額、工期の延伸など認められない。
- \*設計と現場の差異が大きい。
- \*発注者指示のもと施工しても、年度末予算の減少を理由に増額してもらえない。

### ⑤低入札価格調査基準の設定について

区分	国	都道府県	市町村	合計
適正である	119	201	183	503
適正でない	130	395	476	1,001
低入札価格を引上げてほしい	62	166	191	419
低入札価格を引下げてほしい	2	4	3	9
低入札価格設定の根拠を明示してほしい	7	38	65	110
公表してほしい	13	43	61	117
9.5%以上にしてほしい	41	126	133	300
上限拘束を撤廃してほしい	5	18	23	46

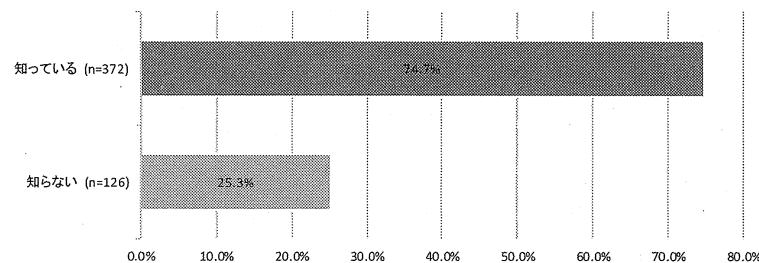
## その他の意見

- \* 低入札の廃止。
- \* 100%～95%を希望。不調・不落がなくなる。
- \* 市町村発注は中央公契連モデルで最低価格を計算してほしい。一般管理費の計算式を現行の0.68より引き上げてほしい。
- \* 低入札常連業者への入札禁止。
- \* 市町村の入札においては、失格基準を国や県の水準まで引き上げて欲しい。
- \* 一部の市町村において、制限価格が60%あるいは無しのところがある。

## ⑥新・担い手3法における発注者責任の浸透状況について

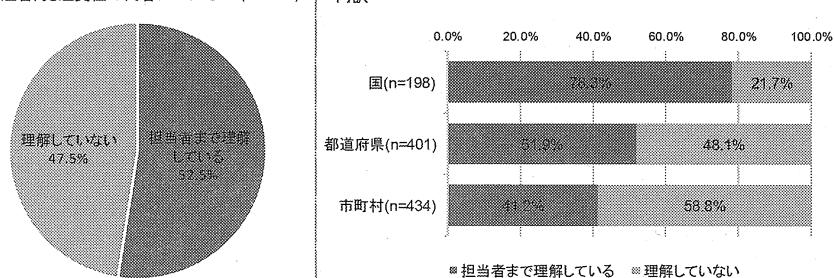
## A 受注者（企業）として発注者責任の内容を知っているかどうか

(受注者)発注者責任の内容について (n=498)



## B 発注者（担当者）が発注者責任の内容を理解しているかどうか

(発注者)発注責任の内容について (n=1033)



## その他の意見

- \* 市町村発注の現場では週休2日が浸透していない。
- \* 担当者の理解度の大きなばらつき。（特に市・町・村）
- \* 発注者の工事担当者は新・担い手3法など知らないし、気にもしない。
- \* 現在も、歩切がある。
- \* 発注者（地方公共団体）が新担い手3法を守っていない様子が伺える。

## 4. 担い手確保・育成について

## ①新規正社員の採用状況について

## 1) 技術者等採用状況

区分	技術者			技能労働者		
	R3年度	R4年度	R5予定	R3年度	R4年度	R5予定
1人	88	90	108	80	58	50
2人	50	47	76	34	34	38
3人	20	18	22	13	4	14
4人以上	53	48	40	11	10	18
採用なし	302	310	267	375	407	393
合 計	513	513	513	513	513	513

## 2) 技術者等採用のうち女性採用状況

区分	技術者（女性）			技能労働者（女性）		
	R3年度	R4年度	R5予定	R3年度	R4年度	R5予定
1人	40	39	42	7	5	6
2人	9	13	3	3	2	4
3人	2	0	2	0	0	1
4人以上	2	5	5	0	1	2
採用なし	460	456	461	503	505	500
合 計	513	513	513	513	513	513

## 3) 技術者等採用者の年代別採用状況

区分	技術者		技能労働者	
	R3年度		R4年度	
	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性
10～20代	155	41	141	48
30～40代	75	13	58	10
50代以上	40	2	44	5
合 計	270	56	243	63

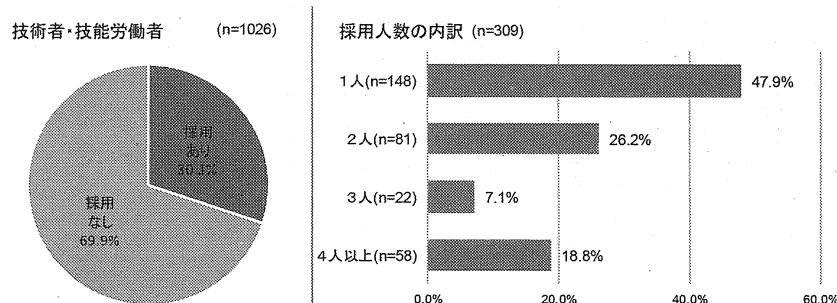
  

区分	技術者		技能労働者	
	R3年度		R4年度	
	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性
10～20代	155	41	141	48
30～40代	75	13	58	10
50代以上	40	2	44	5
合 計	270	56	243	63

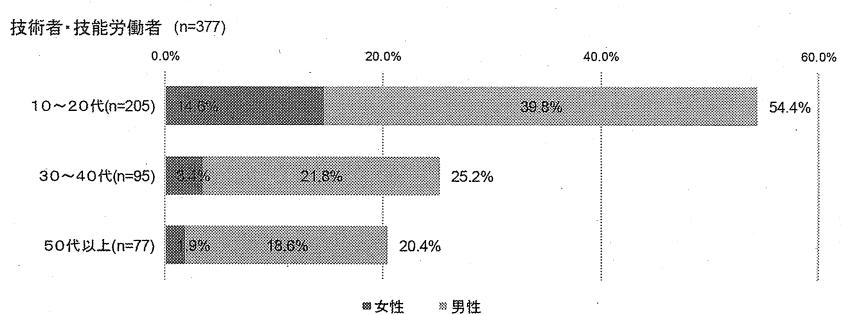
## 【技術者・技能労働者の採用】

## 令和4年度でみる技術者・技能労働者の採用状況について

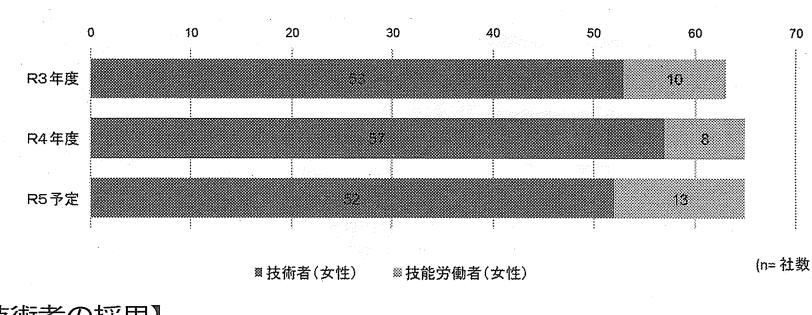
## A 令和4年度の採用人数



## B 令和4年度の採用年代別

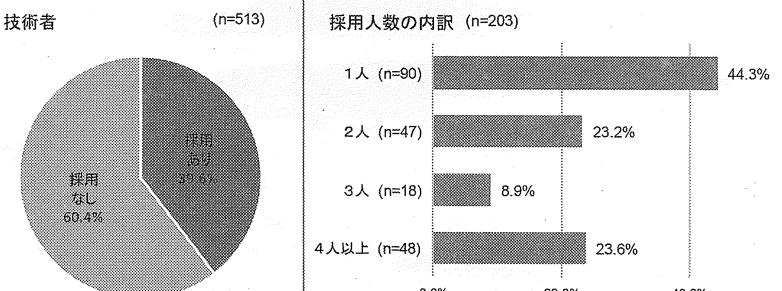


## C 令和4年度の女性採用

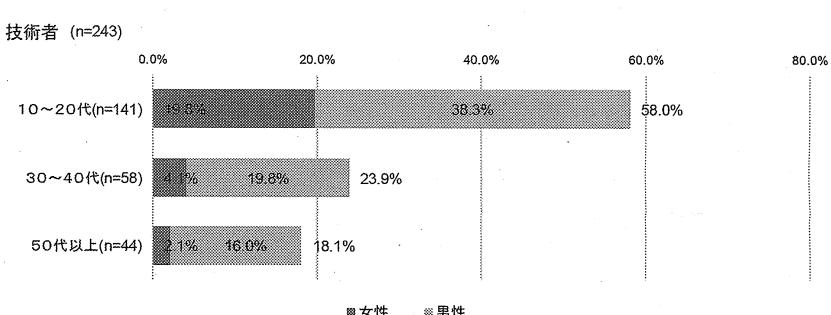


## 【技術者の採用】

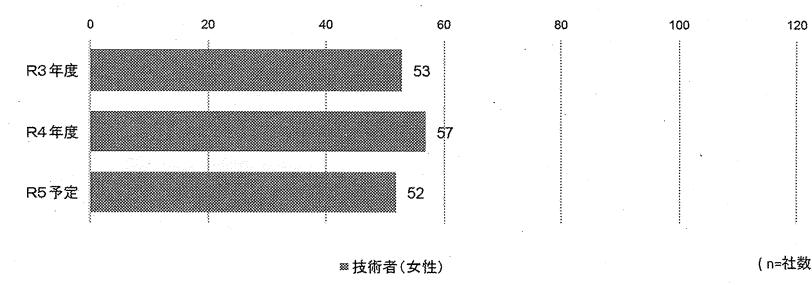
## A 令和4年度の採用人数



## B 令和4年度の採用年代別

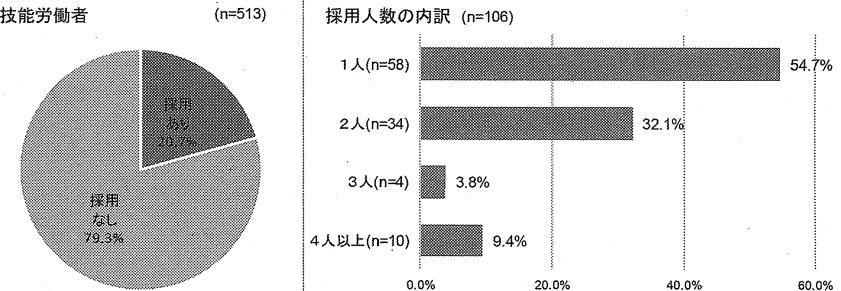


## C 令和4年度の女性採用

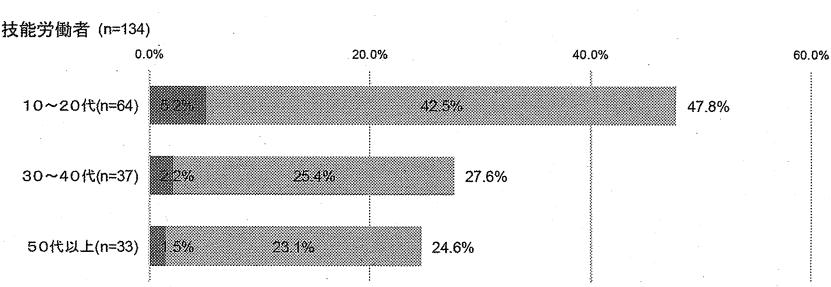


## 【技能労働者の採用】

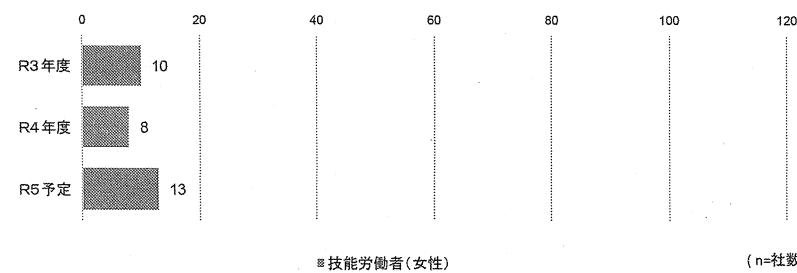
## A 令和4年度の採用人数



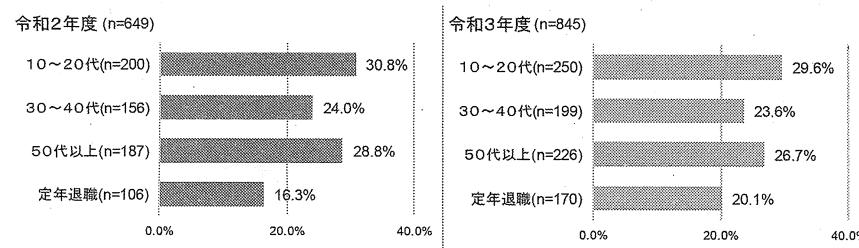
## B 令和4年度の採用年代別



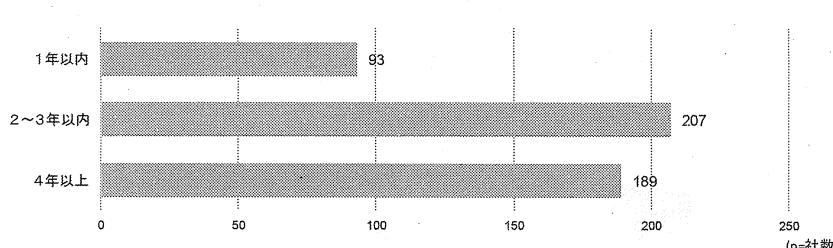
## C 令和4年度の女性採用



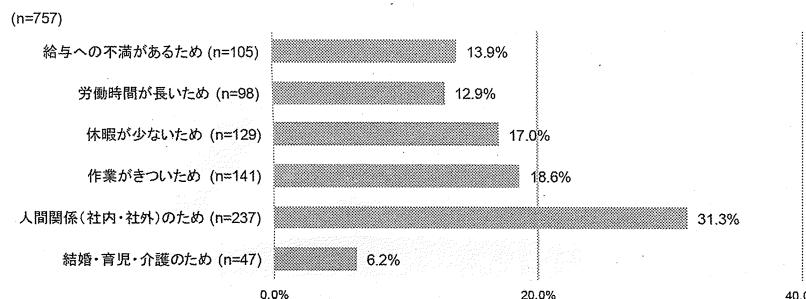
## ②正規社員の離職状況について



## ③入職後何年目に離職するかについて



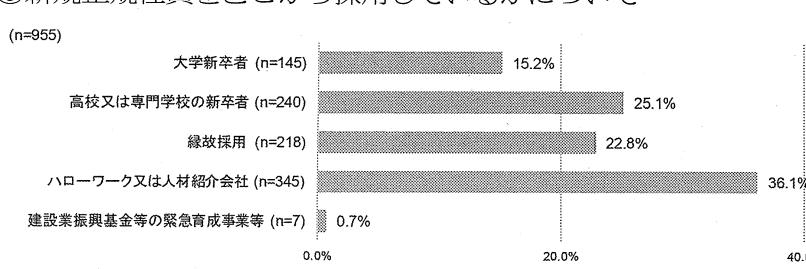
## ④離職の主な理由について



## その他の理由

- \* 他の職業へ転身。
- \* 起業。
- \* 他業種との差(休み・給与等)。
- \* 現場就業後の過大な事務量。
- \* 転職(官庁)。

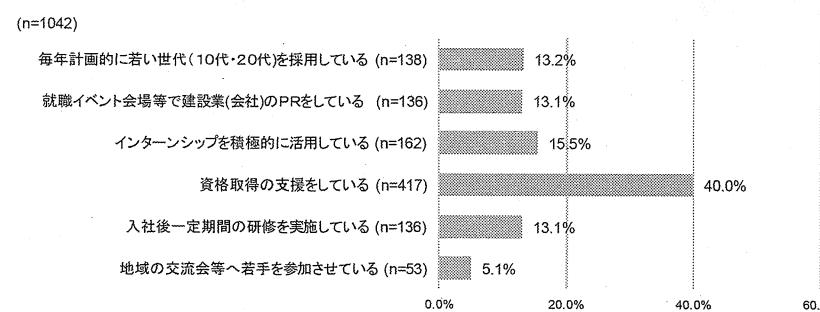
## ⑤新規正規社員をどこから採用しているかについて



## その他の取組

- \* 職安、学校に案内・依頼。
- \* 繁忙期の週休2日は難しいため、閑散期に長期休暇取得(有給の完全消化等)を推奨。
- \* 福利厚生(帰省旅費等)の充実化。
- \* 職場体験(中学生)の受け入れ。
- \* 新人社員マナー研修会への参加。

## ⑥担い手確保のための取組について

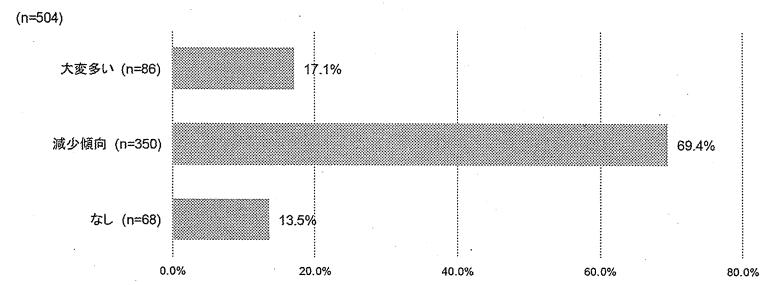


## その他の意見

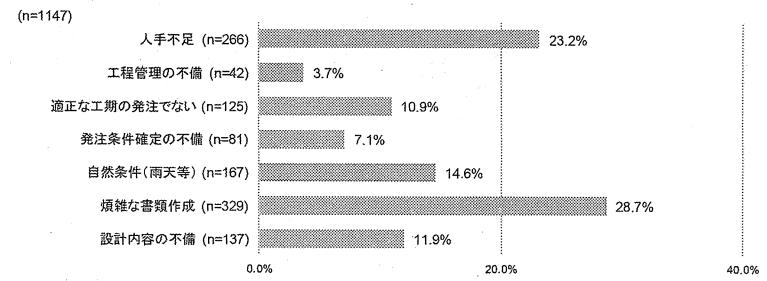
- \* 紹介(知人・社員・下請業者・他企業)
- \* 特定技能1号
- \* 地元の就職希望者
- \* 派遣会社(派遣終了後)
- \* 民間求人サイト(Indeed)
- \* 官民が開催する就職説明会など
- \* 他社退職者の情報により勧誘
- \* 自社ホームページ

## 5. 働き方改革関連事項

## ①一時間外労働時間の実態について



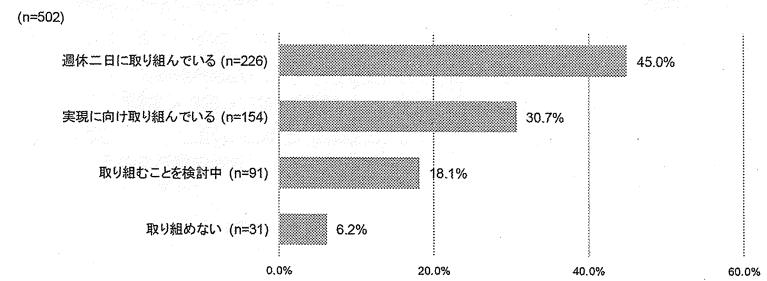
## ①二時間外労働時間の主な発生原因について



## ①三時間外労働時間が「減少傾向」または「なし」の理由となる取り組み

- \* 現場管理の分業制。(書類作成等)
- \* 事務員によるサポート。
- \* 社内規定の改定。『働き方改革』の社内説明会の実施。
- \* 建設ソフトの導入。書類作成人員の配置。\* 休日の確保、外注への移行。
- \* 作業効率の工夫、及び、工程の調整。
- \* 書類のマニュアル化。

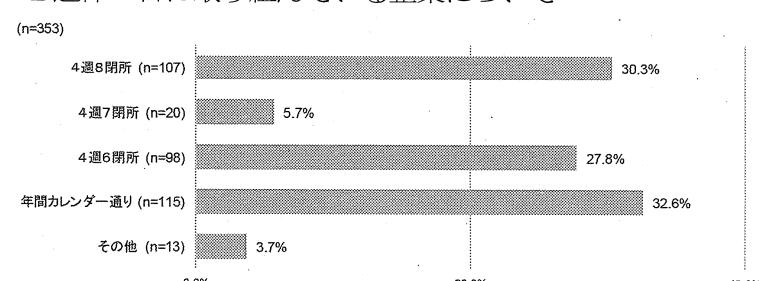
## ②一週休二日制の取り組みについて



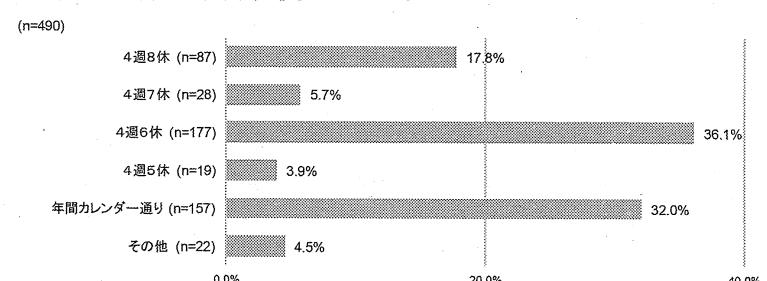
## 取り組めない理由

- \* 工期が年度末に集中。繁忙期は人手不足の為週休二日はできない。閑散期に連休を多くしている。
- \* 緊急維持修繕等の緊急を要する工事がある為。
- \* 工期の設定に休日がない。\* 元請に左右される。民間工事の無理な工期設定。
- \* 週休二日制では工程に無理がある。土曜日作業をさせないと作業員が流出してしまう。
- \* 技術者は、閑散日に写真整理、書類作成をしないと発注者側の締め切りに間に合わない。
- \* 天候により、作業の遅れが生じる。

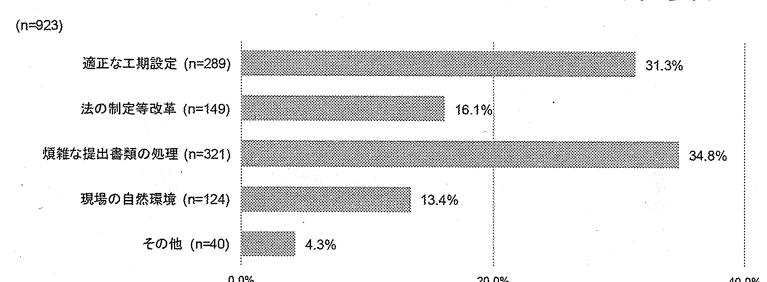
## ②二週休二日に取り組んでいる企業について



## ②三職員の休日取得状況について



## ②4週休2日を実現するためにはどのようなことが必要か



## その他の意見

- \* 日給制で今まで以上の賃金(年収)確保。
- \* 発注側の意識改革。



